

(法務委員会)

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四四号）

（衆議院送付）要旨

本法律案は、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、商法ほか六十の関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。